

令和8年

1月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和8年1月定例総会 会議録

1 日 時 令和8年1月14日(水) 午後2時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(25名)

2番	後藤保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員
9番	佐藤 秀之	委員	10番	飯塚 将人	委員
11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員
15番	佐々木浩希	委員	16番	佐藤 浩良	委員
17番	高橋 公基	委員	19番	佐藤 利篤	委員
21番	土田 治夫	委員	22番	伊藤 正行	委員
23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員
27番	佐藤 耕造	委員	28番	田村 晴久	委員
29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員(4名)

1番	莊司太一郎	委員	6番	佐藤 良	委員	18番	三浦ひとみ	委員
20番	阿部 香美	委員						

5 事務局職員出席者

事務局長 玉澤千秋 農地主査 安倍 誠 農地係長 齋藤敏夫
主事 水島直哉 専門員 佐藤久志 調整主任 小松文緒

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第5号 特例事業による農用地の買入協議について
議第6号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について

8 開 会

開 会
(午後2時30分 開会)

○玉澤事務局長

ただいまから令和8年1月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、例年1月と4月に行っております農業委員憲章の唱和を土田会長職務代理者をお願いいたします。

○土田治夫 会長職務代理者

皆さん、どうもよろしくお願ひいたします。

それでは、ご起立ください。

私が本文のそれぞれを一つ、農業委員会はまで読み上げますので、引き続き本文をご唱和願ひます。大きな声で願ひします。

農業委員会憲章。

私たち農業委員会は、農業、農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

ありがとうございました。

○玉澤事務局長

ありがとうございました。

それでは、開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○玉澤事務局長

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしくお願ひいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、1番、荘司太一郎委員、18番、三浦ひとみ委員、6番、佐藤良委員、20番、阿部香美委員の4名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、4番、大場重樹委員、5番、石川渡委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について19件、2番、農地の現況等に係る照会に対する回答について2件、3番、解約2件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について9件、以上32件について農地係長が報告いたします。

○齋藤農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議案書の19ページをご覧ください。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についての議案上程の経緯をご説明いたします。

令和元年10月に、農業委員が農地転用に係る収賄容疑等で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことを受けて、その翌月に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の法規保持に関する申合せが決議され、本市農業委員会でも、令和2年1月の定例総会において同様の申合せを決議いたしました。

なお、一般社団法人全国農業会議所及び一般社団法人山形県農業会議からは、その後も引き続き法規保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年12月または1月の農業委員会総会で申合せを決議するよう言われているところでございます。

本市農業委員会では、これまでも毎年1月の定例総会において決議いただいていたことから、本日の1月の定例総会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をお諮りするものでございます。

議案書20ページをご覧ください。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）を読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る業務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

これらのことから、私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和8年1月14日、酒田市農業委員会。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第1号については決議することといたします。

続きまして、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、22件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、21ページ目をご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田1番、使用貸借、広野の田んぼ、畑17筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、申請事由その他、年金がなく、令和8年1月16日から令和18年1月15日までの10年間となっております。

続きまして、酒田2番、使用貸借で、遊摺部、小牧、砂越の畑、田んぼ、雑種地、こちら、雑種地

は現況、田んぼでございます。遊摺部の〇〇さんから遊摺部の〇〇さんへ、申請事由その他、年金なしの経営移譲に伴う使用貸借となります。令和8年1月20日から令和28年1月19日までの20年間となっております。

酒田3番、使用貸借、広野、浜中の田んぼ、畑、こちらは25ページまで続きますが、79筆です。浜中の〇〇さんから浜中の〇〇さんへ、こちらは申請事由がその他で、年金なしの経営移譲による使用貸借となります。令和8年1月15日令和28年1月14日までの20年間となっております。

続きまして、25ページ目をご覧ください。

酒田4番、使用貸借、門田の畑、雑種地、雑種地は現況、田んぼでございます。〇〇さんから〇〇さんへ、申請事由その他、年金なしで、使用貸借、令和8年1月15日から令和28年1月14日までの20年間となっております。

続きまして、酒田5番、使用貸借で、小牧と砂越の畑、原野、田んぼ、原野は現況、畑でございます。小牧の〇〇さんから小牧の〇〇さんへ、その他で、年金なしの経営移譲による使用貸借で、令和8年1月15日から令和28年1月14日までの20年間となっております。

酒田6番、賃貸借で、宮海の畑1筆、宮海の〇〇さんから本町1丁目の〇〇さんへ、相手方の要望で、10アール当たり5,000円となっております。令和8年2月1日から令和23年1月31日までの15年間となっております。

酒田7番、賃貸借で、大町の田んぼ4筆、大野新田の〇〇さんから大野新田の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらは10アール当たり1万円、令和8年1月19日から令和18年1月18日までの10年間となっております。

酒田8番、こちら、受け手は酒田7番と一緒にとなります。賃貸借で、大野新田、大町の田んぼ8筆、大野新田の〇〇さんから大野新田の〇〇さんへ、相手方の要望で10アール当たり1万円。令和8年1月19日から令和8年1月18日までの10年間となります。

続きまして、酒田9番、所有権移転、坂野辺新田の畑2筆、坂野辺新田の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらは別紙資料のほう、1ページ目をご覧ください。

酒田9番、10アール当たりの金額が10万円、合計金額140万円となっております。

酒田10番、所有権移転で、豊里の田んぼ1筆、豊里の〇〇さんから豊里さんの〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらも別紙資料、酒田10番のほうをご覧ください。

10アール当たり60万円、合計金額が293万2,800円となっております。

酒田11番、所有権移転で、広野の田んぼ、雑種地、雑種地は現況、畑でございます。5筆でございます。こちらは広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、相手方の要望となります。こちらも別紙資料1ページ目をご覧ください。

酒田11番、10アール当たりの金額が15万3,000円、合計金額が150万円となります。こちらは上物がある金額となっております。

酒田12番、所有権移転で、吉田の田んぼ1筆、吉田新田の〇〇さんから吉田新田の〇〇さんへ、相手方の要望で、10アール当たり73万4,500円。別紙資料をご覧ください。

酒田12番、10アール当たりの金額が73万4,500円となりまして、合計金額が70万円となります。

酒田13番、所有権移転で、宮野浦、緑ヶ丘1丁目、宮野浦3丁目、広野の田んぼ、畑、宅地、宅地は現況、畑でございます。田んぼ、畑、合計17筆ですね。若宮2丁目の〇〇さんから飯森山2丁目の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらのほうも別紙資料1ページ、酒田13番をご覧ください。

10アール当たりの金額が9万4,900円、合計金額が100万円となっております。こちらの金額につきましては、出し手方のほうが農地の処分を強く希望していたことから、こちらの金額となったと伺っております。

酒田14番、所有権移転で、板戸の田んぼ1筆、若宮町2丁目の〇〇さんから板戸の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらは酒田14番のほう、別紙資料のほうをご覧ください。

10アール当たりの金額が48万6,000円、合計125万円となります。

続きまして、酒田15番、所有権移転、木川の田んぼ1筆、木川の〇〇さんから木川の〇〇さんへ、申請事由、相手方の要望で、別紙資料のほうをご覧ください。

10アール当たりの金額が50万円、トータル金額が130万3,000円となります。

続きまして、八幡地区、お願いいたします。

○佐藤専門員

それでは、八幡地区、次のページの5件になります。

八幡1番、所有権移転の売買で、市条の畑、梨畑ですけれども、1筆。先ほど報告事項であります3条の3届出書の受理の、八幡1番の農地の1の1筆になります。東大町1丁目、〇〇から市条の〇〇へ、申請事由は相手方の要望、価格は別添資料をご覧ください。

八幡1番ですけれども、10アール当たり34万600円、総額50万円からの割り返しになります。議案のほうにお戻りください。

八幡2番、賃貸借権設定で、福山の田んぼ1枚、1,104平米。福山の〇〇から同じく福山の〇〇へ、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円、期間は令和8年2月1日から17年1月31日まで、9年間となっております。周期になります。9年間になりましたのは、周期を同一人同士で利用集積事業の期間、令和7年2月1日から令和17年1月31日になりましたので、それに合わせるため、9年間での3条許可申請があったものでございます。

八幡3番です。貸借権設定で、草津の田6,658平米、福山の〇〇から同じく福山の〇〇、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり3,000円、期間は令和8年4月1日から3年間です。利用集積事業の満了に伴いまして、法3条での賃貸借権設定の更新になります。

31ページに移ります。

八幡4番、5番は、関連で、譲渡人が同一人で、先ほどの報告事項、17ページの18条のこの八幡1番による合意解約に至った農地になります。八幡4番から所有権移転の売買で、市条の田1筆、3,015平米、東泉町3丁目の〇〇から現耕作者である法連寺の〇〇へ、申請事由は相手方の要望、価格は別紙資料1ページをご覧ください。

八幡4番になります。10アール当たり40万円、総額133万6,000円になります。

議案にお戻りください。

八幡5番につきましても、所有権移転の売買、南平沢の田1筆、2,980平米、東泉町3丁目の〇〇から前川の〇〇へ、申請事由はこちらの相手方の要望、価格は別紙資料1ページ、再度ご覧いただきたいと思えます。

八幡5番、10アール当たり37万5,000円、総額111万7,500円になります。

八幡地区につきましてもは以上になります。

○小松調整主任

続いて、松山地区になります。松山地区は2件あります。

松山1番、所有権移転の売買です。山寺の畑1筆、庄内町の〇〇さんから〇〇さんへ。別添資料をご覧ください。

10アール当たりの金額が10万円となっております。

松山2番、賃貸借、茗ヶ沢、相沢北森の田んぼ、それぞれ合計2筆になります。曙町1丁目の亡き〇〇さんの相続財産清算人である弁護士の〇〇さんから、引地の〇〇さんへ、相手方の要望で、茗ヶ沢のほうは10アール当たりの賃料が2,500円、相沢のほうは10アール当たり5,000円になります。令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間の賃貸借となります。

松山は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

1月8日に第4班による農地調査委員会を行っております。議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見だったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いします。ありませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第2号については許可決定といたします。
続きまして、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請については1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○齋藤農地係長

議案の32ページ目をご覧ください。
議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。
酒田1番です。荻島の田んぼ2筆、申請者は荻島の〇〇さん、田んぼ2筆で346平米となります。
転用理由が住宅敷地、農地区分は2種農地、許可基準は日常生活上、必要な施設で、集落接続で許可可能と判断しております。
別紙資料のほうをご覧ください。2ページ目をご覧ください。
場所は荻島集落の中央南側、既存建物の南側になります。
3ページ目の配置図をご覧ください。
申請者の住宅の新築のため、宅地に隣接する農地を建物敷地、駐車場等に転用するものです。
4ページ目の現況写真をご覧ください。
写真①の奥に見えるのが宅地にある倉庫で、そちらを取り壊した上で、息子夫婦と暮らすため申請者が住宅を建設するものです。
写真②をご覧ください。
赤線の長い部分は住宅敷地にする計画で、隣接農地、所有者からは承諾は提出いただいております。
なお、現地は白地となっております。
説明は以上となります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは質疑に入る前ではございますが、4条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田1番の現地調査の結果を、私より報告いたします。

〇〇さんは、ちょっと今、〇〇ということでした、作業しているのか分からないのですが、その道路挟んだ向かい側に若夫婦のための住宅敷地を建てるということで、字切図の〇〇-2とここに作業場があるところで、〇〇-2と〇〇-3は取り壊して、〇〇-2のほうの部屋のほうを取り壊してここに新築で建てるということです。雪で少し現地写真、分からないですが、特に畑で使っている様子もありません。現在、農家をしている家でもないので、2種農地ということで、許可することに何も問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願ひします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第3号については許可決定といたします。

続きまして、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請については1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤農地係長

事務局 続きまして、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案の33ページをご覧ください。

酒田1番です。坂野辺新田の字地続山の畑と山林、こちら、山林のほうは現況、畑でございますが、合計45筆、黒森の〇〇さんほか8名から〇〇さんへです。転用理由が優良農地造成のための砂採取、農地区分は農振農用地、許可基準は1年間の一時転用となります。採取量は2万7,685立米、最大掘削深は5.4メートルです。

別紙資料のほうをご覧ください。5ページ目をご覧くださいと思います。

場所は、袖浦地区の坂野辺新田字地続山になります。

ページ飛びまして、別添資料18ページ目の全体計画図をご覧ください。

全部で8回計画の今回が7回目となります。

戻っていただきまして、右ページ上となりますが、5ページ目の字切図、6ページ目の平面図をご覧ください。

こちら、ご覧いただいたとおり、西側に搬出路を取る計画となっております。

続きまして、写真でございますが、7ページ目をご覧ください。

上段が南西側から採取場を撮影したものととなります。

7ページ、下段は北西側から撮影したもので、手前のポールまでが採取範囲となりまして、奥一帯

が採取地となります。

こちらのビニールハウスは撤去され、作業完了後に再設置されるものと伺っております。

8ページから17ページは優良農地造成後の耕作確認書になり、耕作作物は柿やイチジクとなっております。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

すみません、1つ、貸し人の住所ですが、坂野辺新田なので、黒森ではありませんので、よろしくをお願いします。

○齋藤 均 議長

酒田1番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第4号については許可決定といたします。

続きまして、議第5号 特例事業による農用地の買入協議についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第5号 特例事業による農用地の買入協議については1件の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤農地係長

それでは、35ページ、議第5号 特例事業による農用地の買入協議についてをご覧ください。

今回ご審議いただくのは、1,500万円の控除が伴う特例事業による農用地の買入協議となります。

手続の流れとしましては、今回の協議をご承認いただいた場合ですが、2月に促進計画の策定に係る要請の議案としてお諮りいたします。そちらをご承認いただいた後に、3月に買入協議が整った場合の認可報告の議案をお諮りいただく流れとなっております。

公告としましては、最短で3月31日を予定しております。

こちらの買入協議でございますが、令和5年4月に基盤法が改正されまして、令和7年4月からは経過措置が終了したことから、農地の売買については農地法第3条による方法と農地中間管理事業に

よる農用地利用集積等促進計画による方法の2通りとなりました。

そこで、1,500万円までの控除が受けられる買入協議を活用して、中間管理事業による農用地利用集積等促進計画を作成するには、事前に酒田市へ買入協議を開始するよう要請する手続が必要になり、要請してよいかをご審議いただくものとなります。

議案のほうでございますが、酒田1番、米島の田んぼ合計7筆、買入希望価格は10アール当たり50万3,000円、近傍類似価格は10アール当たり50万円から60万円となります。合計金額は1,475万6,000円となります。申出人は米島の〇〇さん、受け手は山楯の〇〇さんとなります。

特例事業の要件は満たしており、800万円控除の枠を超過することから、1,500万円まで控除を受けられる買入協議の申出がございました。

参考資料としまして、別紙資料のほう、19ページ目に主な要件が記載されております。ご覧いただくようお願いいたします。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第5号 特例事業による農用地の買入協議について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第5号 特例事業による農用地の買入協議について、承認とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第5号については承認といたします。

続きまして、議第6号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第6号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、やまがた農業支援センターに農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの可否を決定しようとするものであります。

詳細については担当が説明いたします。

○齋藤農地係長

議第6号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について。

36ページ目をご覧ください。

令和5年4月に基盤法が改正されまして、令和7年4月からは経過措置も終了したことから、農地の賃借契約については農地法3条による方法と農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画による方法の2通りとなりました。

そこで、中間管理事業による農用地利用集積等促進計画を策定するには、農地中間管理機構に促進

計画を定めるよう要請する手続が必要になり、要請してよいかどうかをご審議いただくものです。

初めに、議案書36ページの集計表をご覧ください。

今回の要請は、円滑化事業、利用集積事業による契約が満了になる地域が中心となります。

まず初めに、所有権移転でございますが、こちらは出し手が2名、受け手が2名で2筆、面積は8,698平米となります。

続きまして、賃貸借の②となります。

こちらは、新規契約が、出し手が665名、受け手が353名、筆数が2,134筆、面積は468万3,105.61平方メートル、更新契約が、出し手60人、受け手19人、筆数221筆、面積のほうは49万6,863平方メートル、受け手変更の移転が、出し手72名、受け手52名、筆数688筆、面積143万9,631.17平方メートル。

筆ごとの一覧は、タブレットに送信しておりますファイルのほうをご覧ください。別添ファイルのほうの最初のほう、所有権移転のほうのファイルのほうをお開きいただければと思います。1ページ目となります。

特中1番、本厩地区、出し手は本楯の〇〇さん、受け手は本楯の〇〇さんとなります。対象の農用地は本楯の田んぼ1筆、公告予定日は令和8年2月17日です。近傍類似価格は10アール当たり50万円ですが、こちらは変形田のため45万円となります。総額は312万7,000円となります。

続きまして、特中2番、酒田地区、出し手は鶴岡市の〇〇さん、受け手は亀ヶ崎の〇〇さんです。対象農地は仁助谷地の田んぼ1筆、公告予定日は令和8年2月17日です。近傍類似価格は10アール当たり50万円で、総額87万4,000円となります。こちら先ほどと同様、参考資料としては、別紙資料19ページに主な要件が記載されておりますので、ご覧ください。

続きまして、先ほどの買手のほうをお送りしましたが、買手のほう、5つに買手が分かれております。ファイルのほうでございますが、移転の1回目が2ページ目から3ページ目のファイルに、新規の1回目が4ページ目から27ページ目のファイル、移転2回目のファイルが28ページから48ページのファイル、新規2回目が2つに分かれておまして、49ページから79ページのファイルと80ページから101ページまでのファイルとなります。

なお、今回要請する案件は、先ほど開催された農地利用集積センター本店会議で承認された内容と同じになります。また、要請するに当たり、促進計画案に対する市の意見書が必要となりますので、本日承認をいただけましたら、酒田市に対して意見を求めることとなります。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第6号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、要請することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは質疑に入ります。

議案の件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。

2分間の黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議いたします。

今回は議事参与制限に該当する委員が多いため、本案件を分けて、それぞれに該当する委員の退出を求めて審議いたします。

初めに、議事参与制限に該当する案件として、12番、兼山宏勝委員、21番、土田治夫委員、3番、池田良之委員、7番、吉高祐二郎委員、9番、佐藤秀之委員、10番、飯塚将人委員、13番、尾形大介委員、14番、樋口準二委員、27番、佐藤耕造委員が該当する案件があります。9名に退席を求め、暫

時休憩いたします。

午後 3時20分 休憩
午後 3時22分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議事参与の制限に係る案件について、番号を申し上げます。

農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、所有権の移転、1ページ目です。特中2番、利用権の移転、1回目、2ページから3ページ目です。8番、13番、14番、新規1回目、4ページから27ページまでです。35番、37番、55番、57番、62番、79番、80番、83番、85番、87番、88番、91番、移転2回目、28ページから48ページまでです。36番、37番、38番、63番、新規の2回目、49ページから101ページまでです。237番、258番、259番、285番から290番、292番から299番、320番、332番、468番、471番、495番、543番、545番、548番、551番、553番から556番、559番から561番、563番、567番から568番、573番、580番、589番から591番、595番、606番から607番、613番、615番から616番について、ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、所有権の移転、特中2番、利用権の移転、1回目、8番、13番、14番、新規の1回目、35番、37番、55番、57番、62番、79番、80番、83番、85番、87番、88番、91番、移転の2回目、36番、37番、38番、63番、新規2回目、237番、258番、259番、285番から290番、292番から299番、320番、332番、468番、471番、495番、543番、545番、548番、551番、553番から556番、559番から561番、563番、567番から568番、573番、580番、589番から591番、595番、606番から607番、613番、615番から616番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案について、要請することを決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これらについて要請することを決定いたします。

ここで、12番、兼山宏勝委員、21番、土田治夫委員、3番、池田良之委員、7番、吉高祐二郎委員、9番、佐藤秀之委員、10番、飯塚将人委員、13番、尾形大介委員、14番、樋口準二委員、27番、佐藤耕造委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午後 3時25分 休憩
午後 3時26分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続いて、議事参与の制限に該当する案件として、26番、齋藤均委員、2番、後藤保喜委員、4番、大場重樹委員、5番、石川渡委員、19番、佐藤利篤委員、23番、佐々木治人委員、28番、田村晴久委員、29番、遠田裕己委員が該当する案件があります。8名に退席を求め、暫時休憩いたします。

なお、私も議事参与の制限となり、退席いたしますので、農業委員会規程第19条2項による臨時の議長として、会長職務代理者に議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時27分 休憩
午後 3時28分 再開

○土田治夫 議長

それでは、再開します。

議事参与の制限に係る案件について、番号を申し上げます。

4ページから27ページまでです。13番、152番、161番、移転2回目、28ページから48ページまでです。40番、41番、42番、65番、新規2回目、49ページから101ページまでです。326番、370番、409番、465番、499番から500番、513番、651番、653番、679番、681番、719番について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。ご質問、ご意見のある方、お願いします。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、利用権設定、新規1回目、13番、152番、161番、移転2回目、40番、41番、42番、65番、新規2回目、326番、370番、409番、465番、499番から500番、513番、651番、653番、679番、681番、719番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案について、要請することを決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、これらについて要請することを決定いたします。

ここで、26番、齋藤均委員、2番、後藤保喜委員、19番、佐藤利篤委員、23番、佐々木治人委員、28番、田村晴久委員、29番、遠田裕己委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午後 3時30分 休憩
午後 3時31分 再開

○土田治夫 議長

ここで、齋藤会長に議長を交代いたします。

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を要請することを決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を要請することを決定いたします。
以上により、議第6号については全て要請することに決定となりました。
続きまして、その他として何かございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですが、よろしいですか。

○8番 五十嵐弘樹委員

すみません、8番、五十嵐です。

前回の総会の件に関してなんですが、氏名の漢字の表記の内容はどういうふうになっているのか、少し答えてもらえれば。

○齋藤 均 議長

事務局、お願いします。

○齋藤農地係長

前回、総会においてご質問のありました氏名の正字、漢字のことについてでございますけれども、あちらのほうは住民基本台帳システムと連動したシステムからお名前を取っておりましたので、字に関しましては正しい字であったということを確認しておりますので、ご報告申し上げます。

○齋藤 均 議長

五十嵐委員、よろしいでしょうか。

○8番 五十嵐弘樹委員

分かりました。

○齋藤 均 議長

ほかに何か皆さんからございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようでしたら、以上をもちまして、令和8年1月定例総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後 3時33分 閉会

酒田市農業委員会規程第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年1月14日

酒田市農業委員会

議 長
(会 長)

会長職務代理者

農地調査委員長

農 業 委 員

農 業 委 員
